

令和3年度第1回丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和3年8月10日（火）丹波市立柏原住民センター2F会議室	
出席者	委員	石原 俊彦（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 宮本 幸平（神戸学院大学経営学部教授） 武本 夕香子（弁護士） 小林 幸子（公認会計士）	
	事務局	林市長 細見副市長 上畠技監兼入札検査部長 木村入札検査室長 谷口入札係長 藤本検査係長 長濱主査	
	説明者	下水道課 西山・和久、河川整備課 前川・由良、春日支所 久下・細見、道路整備課 和田・細見、学事課 井尻・足立・堀、職員課 柳田・平岡、人権啓発センター 足立・山内、観光課 中川・前田	
内容	1 報告 入札制度改正等の報告		入札制度改正（低入札調査価格制度・変動型最低制限価格制度の導入及び実績）の報告。 ・低入札価格調査制度 3件 ・変動型最低制限価格制度 1件 丹波市建設工事元請下請関係適正化要綱において、相指名業者の下請けを禁止していることを撤廃した旨を報告。
	2 議事 (1) 令和2年度下半期入札・契約状況の報告 対象期間 令和2年10月1日 ～令和3年3月31日		(建設工事) 入札：71件 落札率：83.27% 契約金額合計：1,353,790千円 (業務委託) 入札：39件 落札率：75.55% 契約金額合計：152,057千円 (物品購入) 入札：24件 落札率：68.57% 契約金額合計：173,768千円 (随意契約) 件数：74件 契約金額合計：1,366,810千円 (指名停止)：7件 (資格制限)：1件
	(2) 抽出事案に係る入札及び契約（手続き等の審議） 対象期間 令和2年10月1日 ～令和3年3月31日		抽出件数：10件 (内訳) 一般競争入札：4件 指名競争入札：2件 随意契約：4件
	委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見 別紙1（1～3ページ）	回答 別紙1（1～3ページ）
委員会による意見の具申又は勧告（講評）	別紙2		

別紙1

質問・意見	回答
抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方	別紙2の通り
(1) 制限付一般競争入札 下工工第 16 号 東部雨水ポンプ場建設工事（土木） ① 低入札価格調査制度とはどのようなものか。 ② スミルノフグラブズ検定とはなにか。 ③ どのような工事が低入札調査価格制度の対象となるのか。 ④ 失格基準価格を聞き出そうとする動きはないのか。 ⑤ 県や県内の市町でも同じ基準でおこなわれているのか。また、履行可能か判断するのは丹波市なのか。	① (制度の説明 別紙3参照) ② 複数の見積りから平均値など単価を決定するにあたり、見積もりの異常値を排除するなど、兵庫県が策定している手法。 ③ 1 億 5,000 万円以上の工事。要綱で定めている。 ④ 今のところはない。 ⑤ 県内の大半の自治体は年式こそ違えど中央公契連の基準を採用している。また、履行の可否は丹波市において審査会等に諮り決定する。
(2) 制限付一般競争入札 下工工第 12 号 東部雨水ポンプ場建設工事（電気） ① 変動型最低制限価格制度とはどのようなものか。 ② 兵庫県の基準なのか。 ③ 対象工事とは。	① (制度の説明 別紙4参照) ② 丹波市の基準である。 ③ 最低制限価格が設定できない予定価格が 5000 万円以上の案件。
(3) 制限付一般競争入札 河整委第 28 号 (普) 応地川 排水ポンプ詳細能力算定業務 ① なぜ最低制限価格の設定がなく、また、低い落札率となっているのはなぜか。 ② このような低い落札率で目的の成果物を得ることができるのか。他の同様の案件において求めていた成果が得られなかつたといった案件はないか。	① 予定価格を設定するにあたり大半を見積により設定しているため、最低制限価格は設定していない。また、平成 28 年度に同じ現場の業務を落札しており、現地の状況を熟知しているほか今回の業務と共有できる資料を持ち合わせているため、このような落札率に至ったのではないかと推察している。 ② 成果物は仕様書に基づき提出され、担当課による確認、そして検査を経て納め

	てもらっているので、こちらの求める成果となっている。これまでこちらの求める成果物を認められなかつたという案件はない。
(4) 制限付一般競争入札 丹春支物第3号 丹波市役所春日庁舎電話交換機等購入 ① 低い落札率となっているがなぜか。 ② 参考見積をした業者が入札時に応札するということは、問題はないのか。	① 顧客確保のため価格をできる限り落としたと推察される。 ② 問題はない。特殊な機器でもあるので受注できる業者も限られているためこのようなことは起こりうる。
(5) 指名競争入札 道保工第45号 市道黒井元町線 道路修繕工事 ① くじとはどのようなものか。 ② なぜ同じ入札金額が多いのか。	① (くじの説明 別紙5参照) ② 使用している単価は見積りによるものもあるが、対象の製品は多く市場に出回っているものである。また公表されている基準書に基づき適正に積算すれば同額になることは十分推測できる。
(6) 指名競争入札 丹教学事業第40号 フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務 ① 再入札となっているのはなぜか。 ② この点検は義務付けられているのか。	① 1回目は全て予定価格を上回っていたため。 ② 容量が7.5kw以上50kw未満の機器については平成28年に3年に1回の点検が義務付けられた。
(7) 隨意契約 企総職第13号 丹波市勤怠管理システム導入業務 ① なぜ公募型プロポーザル方式なのか。 ② ソフトの開発までしたのか、それともソフトをそのまま調達したのか。 ③ どの程度の管理ができるのか。	① 労務管理を適正にかつ効率的に行うことで、職員の働き方を見直すことができる提案が受けられるよう、公募型プロポーザルとした。 ② 新たに開発するのではなく他市町等の導入実績があるものの提案を求めている。よって既存のソフトの中から選定した。 ③ 出退勤管理の他時間外管理、休暇管理である。

<p>(8) 隨意契約</p> <p>学給委第 12 号 丹波市学校給食調理等業務</p> <p>① なぜ公募型プロポーザル方式なのか。</p> <p>② 1 者しか応募がないが選定の可否はどうするのか。</p> <p>③ 予算限度額はどのように決まったのか。</p>	<p>① 事業者の専門知識や経験による、より良い事業提案を示す業者により安全で、且つ安定的に事業を実施する必要があるため。</p> <p>② 選定に関する基準を設けており、定めた点数以下の場合は選定しないとしている。</p> <p>③ 三者の参考見積りの平均による。</p>
<p>(9) 隨意契約</p> <p>丹人権啓（業務）第 17 号 西中北東農用機械保管施設兼共同作業所解体工事実施設計業務</p> <p>① 隨意契約となった理由とは。また、競争入札時の状況はどのようなものだったか。</p> <p>② 落札に至るまで応札額を下げてきていくということとなるので、落札者にとっては無理のある応札価格となってしまったのではないか。そのような状態で目的の成果物を得ることはできるのか。</p>	<p>① 2 度の入札に付したが落札業者が決定しなかったため。</p> <p>② 成果物は仕様書に基づき提出され、担当課による確認、そして検査を経て納めてもらっているので、こちらの求める成果となっている。</p>
<p>(10) 隨意契約</p> <p>丹觀委第 24 号 ウッディプラザ山の駅外装改修工事実施設計業務</p> <p>① 随意契約となった理由とは。また、競争入札時の状況はどのようなものだったか。</p> <p>② 予定価格の設定に誤りがあり、このような結果になったのではないか。</p> <p>③ 2 回目の予定価格を上げた理由は。</p>	<p>① 2 度の入札に付したが落札業者が決定しなかったため。</p> <p>② 予定価格の設定に問題はない。発注時期や、市内事業者が抱えている仕事量の状況により応札してもらえるかどうか影響を及ぼすため今回はこのような結果となった。</p> <p>③ 1 回目の時と比べ設計内容を見直しているため。</p>

別紙2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）

1. 今回の事案抽出の考え方

- (1) 低入札価格調査制度の案件。
- (2) 変動型最低制限価格制度の案件。
- (3) 最低制限価格の設定がなく、落札率の低い案件。
- (4) 落札率の低い案件。
- (5) 複数の入札参加者が、同額での入札金額の案件。（くじの案件）
- (6) 再入札の案件。
- (7) 公募型プロポーザル方式による案件。
- (8) 競争入札からその結果を受けて随意契約に至った案件。

2. 総括

抽出案件については、適切に事務処理をされていると判断できる。引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

3. 今回の指摘事項

特になし。

最低制限価格制度と低入札価格調査制度について

最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行ったものを落札者としない制度。

低入札価格調査制度

1. 制度の概要

調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、当該入札者を落札者としない制度。

2. 低入札価格調査制度の対象となる契約

この制度対象は、市が発注する一般競争入札に付する契約で、予定価格が1億5,000万円以上の建設工事のうち、丹波市工事業者等入札参加者審査会において、必要と認めるもの。

それ以外の契約については、以前と同様に最低制限価格制度（一部除く）を適用します。

3. 調査基準価格の設定方法

最低制限価格の設定方法と同様。

4. 低入札価格調査制度における失格基準価格

工事請負契約については、あらかじめ失格基準価格を設定し、落札者となるべき者の入札金額が失格基準価格に満たないときは、契約の内容に適合した履行がされないと認め、落札者としません。

中央公契連モデル式より（兵庫県の基準と同様）

☆制度価格の算定式（例）

【最低制限価格：調査基準価格】

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &\times 0.97 \\ \text{共通仮設費} &\times 0.9 \\ \text{現場管理費} &\times 0.9 \\ \text{一般管理費} &\times 0.55 \end{aligned} \quad \boxed{17,615,000\text{円}}$$

【失格基準価格】

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &\times 0.9 \\ \text{共通仮設費} &\times 0.7 \\ \text{現場管理費} &\times 0.9 \\ \text{一般管理費} &\times 0.55 \end{aligned} \quad \boxed{16,605,000\text{円}}$$

※建設工事の設計書例

①最低制限価格制度

②低入札価格調査制度

直接工事費	11,000,000円
工事価格 (予定価格)	20,000,000円
共通仮設費	1,200,000円
現場管理費	4,500,000円
一般管理費	3,300,000円

予定価格 20,000,000円

落札できる範囲
17,615,000円以上
20,000,000円以下

最低制限価格 17,615,000円

予定価格 20,000,000円

原則としてこの範囲内の最も安い応札者が落札者となる。
17,615,000円以上
20,000,000円以下

調査基準価格 17,615,000円

調査結果によっては落札者となる。

失格基準価格 16,605,000円

最低制限価格より安く入札しても失格となり落札者となることは出来ない。

仮に調査基準価格を下回って応札しても、失格基準価格以上であれば「低入札価格の調査」により履行可能であると判断されれば落札者となることができる。

変動型最低制限価格制度の導入について

丹波市では、令和2年10月1日以降に公表する競争入札（一部の建設工事）において、変動型最低制限価格制度を導入します。

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格として設定することにより、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させ、自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した適正な価格による発注を目的として行うものです。

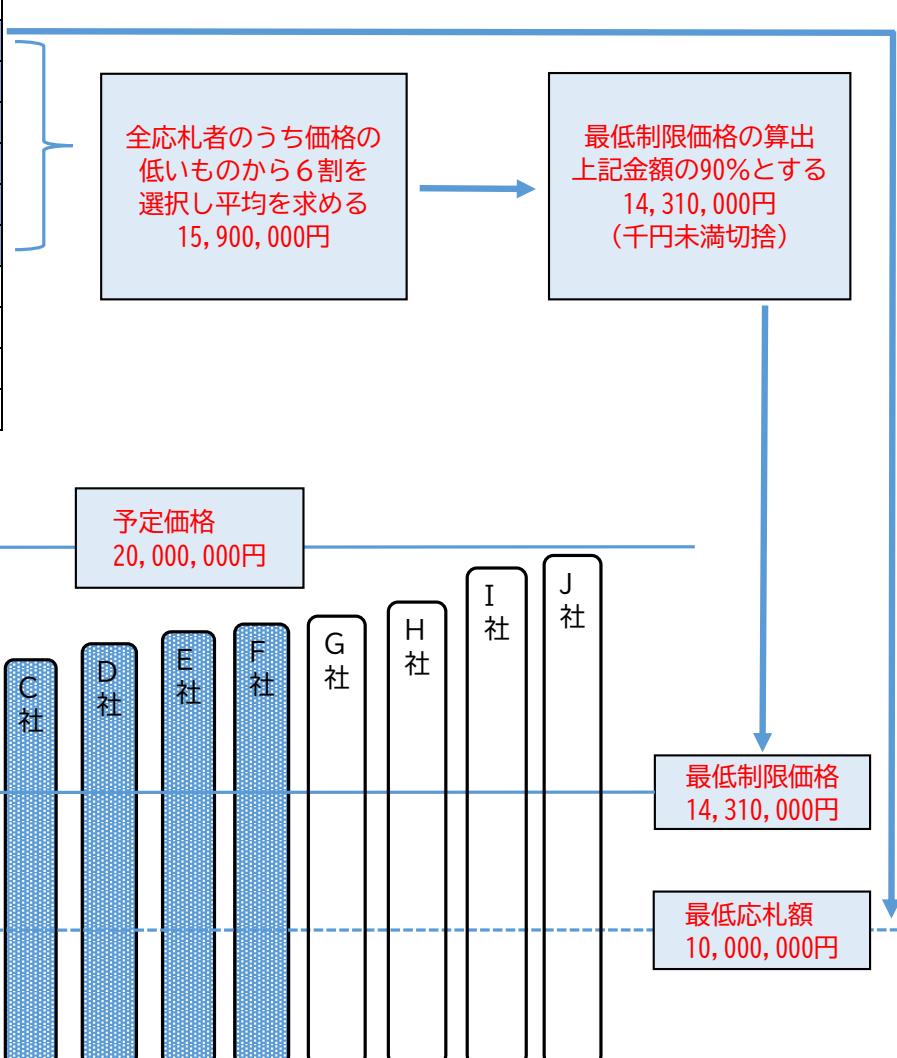
変動型最低制限価格制度の概要

実際の入札金額に基いて算出した額を最低制限価格として設定します。

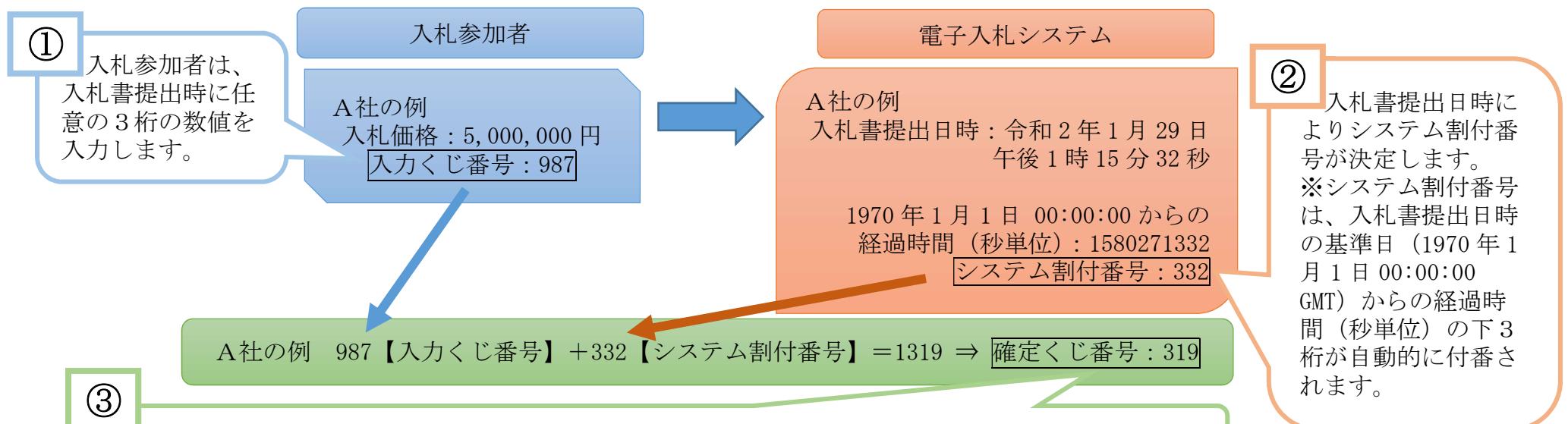
全ての入札書のうち、予定価格を超えないものを有効な入札書とし、入札額の低い者から6割を採用し、その平均入札額の90%を乗じて得た額を変動型最低制限価格を当該案件の最低制限価格として改めて設定し、予定価格及び変動型最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (1) 有効な全入札価格の低い者から6割を採用し、平均額を算出します。
- (2) (1) の平均額に100分の90を乗じた額を、当該入札案件における変動型最低制限価格とします。ただし、有効な入札書が1者の場合には、最低制限価格の設定は行いません。

各社	応札金額
A社	10,000,000
B社	16,900,000
C社	16,950,000
D社	17,100,000
E社	17,150,000
F社	17,300,000
G社	17,450,000
H社	17,500,000
I社	19,000,000
J社	19,100,000



別紙5 <電子くじの流れ>



	入札金額	入力くじ番号	入札書提出日時（経過時間）	システム割付番号	確定くじ番号	くじ対象	入札順位
A社	5,000,000	987	R2.1.29 13:15:32 (1580271332)	332	319 (987+332)	○	0
B社	5,000,000	887	R2.1.30 10:22:01 (1580275321)	321	208 (887+321)	○	1
C社	5,000,000	909	R2.1.30 14:01:42 (1580360502)	502	411 (909+502)	○	2
D社	6,000,000	013	R2.1.30 14:51:14 (1580363474)	474	487 (013+474)		

④ 開札の結果、落札となるべき同額の入札をした者が複数あった場合、電子くじ実施対象者に、入札書が到着した順番に「0、1、2、3、…」と入札順位を割り当てます。

⑤ 次の数式で得られた余りと入札順位の数値が一致した入札者が落札者となります。
【数式】電子くじ実施対象者の「確定くじ番号」の和 ÷ 電子くじ実施対象者数

$$319+208+411 = \text{合計 } 938 \div 3 = 312 \times 3 = 936 \text{ 余り } 2$$
 余りが 2 となりますので、『入札順位』の値が 2 である C 社が落札者となります。